

## 平成 2 1 年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 5 6 年相楽郡広域事務組合条例第 2 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 1 年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

相楽郡広域事務組合

代表理事 木 村 要

### 1 計画処理区域と計画処理人口

#### (1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町、及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

#### (2) 計画処理人口

市町村名 区分		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合 計
		人	人	人	人	人	人
行政区域内人口		68,922	1,799	4,946	35,950	3,338	114,955
非水洗化人口		7,380	1,036	2,313	2,164	1,234	14,127
内 訳	計画収集人口	7,320	1,004	2,313	2,111	1,226	13,974
	自家処理人口	60	32	0	53	8	153
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）		4,600	258	179	1,430	142	6,609
水洗化人口		56,942	505	2,454	32,356	1,962	94,219
水洗化人口 内訳	下水道人口	52,137	0	1,544	31,544	0	85,225
	コミュニティ プラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 （合併浄化槽）	4,805	505	910	812	1,962	8,994

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類		計画処理量 (kℓ /年)					
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	し尿	6,700.94	957.44	1,541.96	2,125.38	906.30	12,232.02
	浄化槽汚泥	6,197.50	625.30	1,141.60	2,045.80	935.90	10,946.10
	合計	12,898.44	1,582.74	2,683.56	4,171.18	1,842.20	23,178.12

3 一般廃棄物の処理主体

処理区分 種類	収集・運搬	中間処理 し尿処理施設	最終処分 埋立処分	その他 自家処理
し尿	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	
	<small>㈱クリーンサービス山城</small> 相楽清掃社 西田清掃 (有)フシミ 相楽商事 大和清掃	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	(し尿処理焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	

浄化槽汚泥	許 可	<small>㈱クリーンサービス山城</small> 相楽清掃社 西田清掃 (有)フシミ 相楽商事 大和清掃	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	(し尿処理焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー
		城南衛生(株)		
		平安衛生開発(株)		

4 処理計画

種 類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
し 尿	木津川市	6,700.94	6,700.94	相楽郡広域事務組合	6,700.94	20	埋 立 処 分
	笠置町	957.44	957.44		957.44	3	
	和束町	1,541.96	1,541.96		1,541.96	4	
	精華町	2,125.38	2,125.38	相楽郡広 域 事 務 組 合 大谷処理場 76kℓ /日	2,125.38	6	
	南山城村	906.30	906.30		906.30	3	
	合 計	12,232.02	12,232.02		12,232.02	36	

種 類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	6,197.50	6,197.50	相楽郡広域事務組合	6,197.50	19	埋 立 処 分
	笠置町	625.30	625.30		625.30	2	
	和束町	1,141.60	1,141.60		1,141.60	3	
	精華町	2,045.80	2,045.80	相楽郡広 域 事 務 組 合 大谷処理場 76kℓ /日	2,045.80	6	
	南山城村	935.90	935.90		935.90	3	
	合 計	10,946.10	10,946.10		10,946.10	33	

最 終 処 分					
埋 立 処 分			堆 肥 化 処 分		
処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量
相楽郡広域事務組合	t /年	相楽郡広域事務組合	kℓ /年		kℓ /年
委 託  (し尿焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	36	(浄化槽汚泥焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	33	(清掃汚泥) 八光海運(株)	100

5 収集・運搬の概要

処理主体 種類	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	
し 尿	相楽郡広域事務組合		回／月	各戸収集	
	委 託	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		1
		相楽清掃社：上田 廉	木津川市・和束町・南山城村		
		西田清掃：西田旭雄	木津川市		
		(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
		大和清掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄 化 槽 汚 泥	㈱クリーンサービス山城：津路正志	京都府木津川市及び相楽郡	回／年	各戸収集	
	許 可	相楽清掃社：上田 廉			〃
		西田清掃：西田旭雄			〃
		(有)フシミ：西田昇二			〃
		相楽商事：小山伸一			〃
		大和清掃：竹田浩子			〃
		城南衛生㈱：津路昭彦			〃
		平安衛生開発㈱：大谷信之			〃

6 中間処理施設の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	76kℓ /日
処理量	76kℓ /日
残渣量	69 t/年

## 7 清掃汚泥処分施設の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
処分委託業者	八光海運株式会社
所在地	熊本県上天草市大矢野町登立三年ヶ浦 3357 番 1
処理方式	機械乾燥+堆肥化
処理能力	53.5k0 /日
処理量	53.5k0 /日

## 8 住民に対する広報・啓発活動

- ・広域圏だより「だい好き！そうらく」年2回発行（7/1、1/1、配布部数 各 44,000 部）及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。